

横浜港港湾運送事業者支援金 申請の手引き

発行：横浜市港湾局政策調整課
連絡先：045-671-4784

目次

I	支援金の概要	P 1
1	趣旨	P 1
2	支援金の対象者	P 1
3	支援対象燃料	P 1
4	支援金対象期間	P 1
5	支援金の申請額	P 2
II	申請手続	P 3
1	申請方法	P 3
2	申請受付期間	P 3
3	申請書類	P 3
4	申請後の手続	P 5
5	注意事項	P 6
III	よくあるお問合せ	P 7
IV	問合せ先	P 9
(参考)	提出書類記載例	P 10

I 支援金の概要

1 趣旨

燃料価格高騰などにより厳しい状況が続く中、地域経済を支える物流を維持・確保するため、港湾運送事業者の皆様に対し、港湾荷役のために使用した燃料費の高騰分に対する支援を実施します。

2 支援金の対象者

次に掲げる要件を全て満たす事業者様が支援の対象となります。

- (1) 横浜港内において港湾運送事業法に基づく事業を営み、市内に事務所又は事業所を有する中小事業者(資本金3億円以下又は従業員 300 人以下)
- (2) 燃料価格高騰の影響を受け、かつ、燃料費を負担する事業者
- (3) 本事業において支援対象とする燃料費に対し、他の公的助成等を受けていない事業者
- (4) 申請時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、支援金交付後も引き続き事業継続の意向を有する事業者

3 支援対象燃料

横浜港内での港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した軽油、ガソリン及び重油

4 支援対象期間

令和4年4月1日から9月 30 日までに購入代金を支払った燃料分

5 支援金の申請額

港湾運送事業を営む上で、支援対象期間内に購入代金を支払った次に掲げる燃料ごとの支援単価を乗じた合計のうち、2分の1以内とします(1,000円未満の端数があった場合は、これを切り捨てます。)

ただし、申請者の皆様からの申請額の総額が予算の範囲を超える場合には、交付額は申請額に応じて按分した金額となります。

支援対象燃料	申請額
軽油	令和4年4月1日から9月30日までに購入代金を支払った購入量(L)へ <u>9.2円</u> を乗じて得た額 × <u>1/2(補助率)</u>
ガソリン	令和4年4月1日から9月30日までに購入代金を支払った購入量(L)へ <u>8.1円</u> を乗じて得た額 × <u>1/2(補助率)</u>
重油	令和4年4月1日から9月30日までに購入代金を支払った購入量(L)へ <u>8.7円</u> を乗じて得た額 × <u>1/2(補助率)</u>

【例:支援対象期間に ① 10,000Lの軽油 ② 500Lのガソリン ③ 2,000Lの重油の購入代金を支払った場合】

$$\textcircled{1} \quad 9.2(\text{円}) \times 10,000(\text{L}) \times 1/2(\text{補助率}) = 46,000(\text{円})$$

$$\textcircled{2} \quad 8.1(\text{円}) \times 500(\text{L}) \times 1/2(\text{補助率}) = 2,025(\text{円})$$

$$\textcircled{3} \quad 8.7(\text{円}) \times 2,000(\text{L}) \times 1/2(\text{補助率}) = 8,700(\text{円})$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 56,725(\text{円}) \rightarrow \text{申請額:56,000円}$$



申請額の総額が予算の範囲を超える場合、交付額は申請額に応じて按分するため、申請額よりも交付額が少なくなります
あらかじめご承知おきください

Ⅱ 申請手続

1 申請方法

申請書類一式を簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、以下の送付先に郵送するか、直接持参してください。

※ 普通郵便で郵送した場合、事故があった場合の責任は負いません。

<送付先>

〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10 市庁舎 30 階
港湾局政策調整課 港湾運送事業者支援金担当 宛て

2 申請受付期間

- ・ 郵送による場合:令和4年 11月1日(火)から 12月16日(金) (消印有効)
- ・ 直接持参の場合:令和4年 11月1日(火)から 12月16日(金)
午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで(平日のみ)

3 申請書類

(1) 申請様式の入手方法

本市ホームページからダウンロードしていただきますようお願いします。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/shien/>

(2) 申請手続き

次の書類を提出してください。

なお、原則として申請書類の返却はしませんので、提出前に必ずコピーを保管してください。

- ① 横浜港港湾運送事業者支援金交付申請書兼実績報告書 (第1号様式)
- ② ①の「購入量(B)」に記載した内容を証明する領収書等の写し ※詳細は4ページを参照してください
- ③ 誓約兼同意書 (第5号様式)
- ④ 港湾運送事業法第4条の許可を有すること又は第22条の2第1項の届出をしたことを証明する書類の写し

※ 申請書類は、ホチキス止めをせず、提出してください。

※ 申請書類は、A4サイズでの提出をお願いします。申請書類がA4サイズに満たない場合は、A4用紙へ申請書類を張り付けるなどの対応をお願いします。

※ 必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

「購入量(B)」に記載した内容を証明する領収書等について

1 領収書等について

横浜港港湾運送事業者支援金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に記載した「購入量(B)」の数値を証明する領収書等の提出をお願いします。領収書等の宛名については、申請者であることが確認できるものとします。

2 対象となる証明書類

書類	可否	備考
領収書	可	
請求書	不可	支払い実績が別の書類等で確認することができる場合は可とします。その場合、支払い実績が確認できる書類等の提出をお願いします。
納品書		
レシート		

3 証明書類の提出にあたって

証明書類は、購入量にマーカーをした上で、A4サイズでの提出をお願いします。

1通の領収書等のうち、横浜港内での港湾荷役のために使用した燃料以外が含まれている場合は、横浜港内での港湾荷役のために使用した分の燃料の購入量のみを申請してください。その際は、領収書等に記載される購入量のうち、申請する購入量を欄外に追記するなどし、マーカーしてください。

提出にあたっては、マーカーした購入量の燃料の種類ごとの合計が、横浜港港湾運送事業者支援金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に記載した「購入量(B)」と一致しているか、ご確認ください。

(例) 対象購入量のマーカー例

領収書

■■株式会社			
日付	商品	数量	金額
8月1日	軽油	800 L	●●, ●●●円
8月4日	ガソリン	150 L	●●, ●●●円
8月9日	重油	100 L	●●, ●●●円

※1通の領収書等のうち、横浜港内での港湾荷役のために使用した燃料以外が含まれている場合は、横浜港内での港湾荷役のために使用した分の燃料の購入量のみを申請してください。その際は、領収書等に記載される購入量のうち、申請する購入量を欄外に追記するなどし、マーカーしてください。

(100 L)

4 申請後の手続

(1) 本市による審査

申請いただいた記載事項や添付書類に誤りや不足がないかについて、本市や審査事務を受託した委託業者が確認し、審査します。不備等があった場合は、本市や委託業者から電話等で申請者に確認のご連絡をさせていただきますので、申請書には必ず日中連絡の取れる連絡先を記載してください。

(2) 本市からの通知

審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、支援金の交付決定額及び確定額を横浜港湾運送事業者支援金交付決定及び額の確定通知書により通知します。

交付要件に該当しないなどの理由で本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、横浜港港湾運送事業者支援金不交付決定通知書により通知します。本市から申請者への発送時期については、本市ホームページよりお知らせしますので、随時ご確認をお願いします。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/shien/>

(3) 申請者の請求手続

本市からの支援金交付決定及び額の確定通知書を受領されましたら、以下の書類を、交付決定及び額の確定通知書に記載する期日まで(必着)に支援金の交付請求を行ってください。その際は、簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送するか、直接持参してください。

なお、原則として提出書類の返却はしませんので、提出前に必ずコピーを保管してください。

※ 普通郵便で郵送した場合、事故があった場合の責任は負いません。

※ 直接持参の受付時間は、平日の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時までです。

- ① 横浜港港湾運送事業者支援金交付請求書（第4号様式）
- ② 横浜港港湾運送事業者支援金交付決定及び額の確定通知書の写し
- ③ 支援金の振込先口座が分かる部分の通帳の写し

※ 申請書類は、ホチキス止めをせず、提出してください。

※ 申請書類は、A4サイズでの提出をお願いします。申請書類がA4サイズに満たない場合は、A4用紙へ申請書類を張り付けるなどの対応をお願いします。

※ 必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

<送付先>

〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10 市庁舎 30 階
港湾局政策調整課 港湾運送事業者支援金担当 宛て

(4) 請求受付期限

- ・ 郵送による場合: 交付決定に記載した期限 (必着)
- ・ 直接持参の場合: 交付決定に記載した期限の 17 時まで

(5) 本市からの交付(指定口座への振込み)

決定した交付額を、指定された金融機関の口座に振り込みます。

振込日は、令和5年3月末頃を予定しています。

5 注意事項

- ・ 申請や請求に係る送料等は、申請者負担となります。
- ・ 必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。
- ・ 申請事項に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実とは異なることが判明した、本市が必要な補正を求めたにもかかわらず対応いただけない、請求受付期限までに請求書等が提出されなかった場合などは、申請又は請求を辞退されたものとみなします。
- ・ 交付決定後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、本市が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間継続した場合であって、これが申請者の責めに帰すべき事由によるときは、請求を辞退されたものとみなします。
- ・ 支援金交付後であっても、要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消します。この場合、交付した支援金を返還していただきます。
- ・ 申請書、請求書及び提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報について、国や地方公共団体など他の行政機関等(以下「行政機関等」といいます。)が、他の給付金等の交付要件や交付額の該当性等の審査をするため必要な場合には、当該審査に必要な限度で、他の行政機関等に提供する場合があります。

Ⅲ よくあるお問合せ

1 交付対象事業者について

Q1-1 支援の対象となる燃料とは。

横浜港内での港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した軽油、ガソリン及び重油です。次の具体例をご参照ください。

(対象となる事例)

- ・ 現場への作業員送迎のために使用した車両の燃料
- ・ 自動車輸送船(PCC)の荷役のため、本船内とターミナルとの作業員の移動に使用した燃料
- ・ 自動車輸送船(PCC)に輸出用の完成自動車を積み込む際に完成自動車に給油した燃料
- ・ 港湾運送事業における顧客先への営業や書類のやり取りのために使用した車両の燃料
- ・ 港湾運送事業における会議に出席するための移動に使用した車両の燃料

(対象外となる事例)

- ・ 港湾運送事業者が営む、保険業、賃貸業等その他港湾運送事業以外のために使用した燃料
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する港湾運送事業者が、他港の港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した燃料

Q1-2 1通の領収書等のうち、横浜港内での港湾荷役のために使用した燃料以外が含まれている場合はどうしたらいいか。

1通の領収書等のうち、横浜港内での港湾荷役のために使用した燃料以外が含まれている場合は、横浜港内での港湾荷役のために使用した分の燃料の購入量のみを申請してください。その際は、領収書等に記載される購入量のうち、申請する購入量を欄外に追記するなどし、マーカーしてください。

Q1-3 「中小事業者」の定義とは。

「資本の額又は出資の総額が3億円以下」、「常時使用する従業員の数が300人以下」のいずれかを満たす事業者を指します。

Q1-4 本市内に本社がないが、営業所等を構えている場合は支援の対象となるのか。

本社が本市内に所在しないが市内に営業所等を構えている場合、会社概要等(パンフレット等)で稼働実態を確認できる場合は支援の対象となります。

なお、大企業(資本金3億円以上かつ従業員300人以上)は、本市内に営業所等を構えている場合においても、支援の対象外となります。

Q1-5 「本事業において申請対象とする燃料費に対し、他の公的助成等を受けていない事業者」とは具体的にどのような場合に支援の対象外となるのか。

例えば、神奈川県が実施する「神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金」において申請した車両に対して使用した燃料購入費は本事業の支援の対象外となります。また、本市経済局が実施する「横浜市レシ活 VALUE・レシ活チャレンジ」で申請した燃料購入費分のレシート等は本申請では重複申請できません。その他の助成などの詳細についてはお問合せください。

Q1-6 「免税油」は支援の対象となるのか。

支援の対象となります。

Q1-7 「申請時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、支援金交付後も引き続き事業継続の意向を有する事業者」とは。

本事業は、地域経済を支える物流を維持・確保するために支援を実施するもので、引き続き事業を継続する事業者様への助成となります。こうした点を踏まえ、「誓約兼同意書」をご確認の上、申請してください。

Q1-8 対象となる荷役機械は何か。

フォークリフト、トランスファークレーン、トップリフター、リーチスタッカー、構内のトレーラーなどの車両を想定しています。

Q1-9 リースした港湾荷役のための機械、車両及び船舶使用した燃料も支援の対象となるのか。

リースした港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した燃料について、申請者が購入代金を支払っている又は負担している場合は、支援の対象となります。ただし、燃料費支払いの領収書等に申請者の会社名が記載されていない場合は、支援の対象外となります。

なお、支払い実績が別の書類等で確認することができる場合は可とします。その場合、支払い実績が確認できる書類等の提出をお願いします。

2 支援対象期間について

Q2-1 支援対象期間である「令和4年4月1日から9月30日までに購入代金を支払った燃料分」とあるが、例えば、①令和4年3月31日付の領収書はあるが、使用したのは令和4年4月1日以降である場合、②9月30日付の領収書はあるが、使用したのは令和4年10月1日以降である場合、支援の対象となるのか。

①は支援の対象外、②は支援の対象となります。領収書等に記載されている燃料の「購入代金を支払った日」が支援対象期間である令和4年4月1日から9月30日の間かどうかを基準に申請可否を判断します。

3 支援金額について

Q3-1 支援金額の上限額はあるのか。

横浜港内での港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した軽油、ガソリン及び重油について、支援対象期間内に購入代金を支払った燃料ごとの支援単価を乗じた合計のうち、2分の1以内とします。ただし、申請者の皆様からの申請額の総額が予算の範囲を超える場合には、交付額は申請額に応じて按分した金額となります。

Q3-2 支援金はいつ頃に支払われるのか。

令和5年3月末頃を予定しています。

4 その他

Q4-1 港湾運送事業法に基づく許可書(届出書)を紛失してしまったのだが。

関東運輸局において証明書類の発行が可能とお聞きしていますので、できる限り早めにご相談ください。

Q4-2 申請様式はどこで入手できるのか。

本市ホームページからダウンロードできます(ワード形式、エクセル形式)。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/shien/>

IV 問合せ先

横浜市港湾局政策調整課 港湾運送事業者支援金担当

TEL 045-671-4784

Mail kw-seisaku@city.yokohama.jp

月曜日から金曜日(祝日及び年末年始は除く) 午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで

提出書類記載例

(申請先)
横浜市長

① 令和 年 月 日

② 所在地
事業者名称
代表者職氏名
電話番号

横浜港港湾運送事業者支援金交付申請書兼実績報告書

次のとおり、横浜港港湾運送事業者支援金を申請します。

1 交付を受けようとする支援金の申請額 金 ④ 円

(交付申請額内訳)

燃料の種類	支援単価 (A)	購入量 (B)	小計 ^{※1,2} (C) ((A) × (B))	補助率 (D)	合計 ^{※2} (E) ((C) × (D))
軽油	9.2 円	L	円	1/2	円
ガソリン	8.1 円	L	円	1/2	円
重油	8.7 円	L	円	1/2	円
申請額 (F) (Eの総合計)					④ 円**

※¹ 支援単価 (A) に小数点以下を切り捨てた購入量 (B) を掛合せ、小計 (C) を算出します。

※² 小数点以下の端数については、切り捨てとします。

※³ 合計 (E) を全て足した上で、1,000円未満の端数があった場合は、切り捨てとします。

予算の範囲内での交付決定となりますので、「申請額 (F)」が交付決定額とならない場合があります。

2 添付書類 (以下の書類が揃っているか確認し、口にチェックを入れ提出してください。)

※申請書類は、A4サイズでの提出をお願いします。申請書類がA4サイズに満たない場合は、A4用紙へ申請書類を張り付けるなどの対応をお願いします。

- ⑤
- 上記申請 (B) の購入量に記載した内容を証明する領収書等
 - 誓約兼同意書 (第5号様式)
 - 港湾運送事業法 (昭和26年法律第161号) 第4条の許可を有すること又は第22条の第2第1項の届出をしたことを証明する書類の写し

※書類の送付先が申請者の所在地と異なる場合には、次をご記載ください。

⑥ 郵便番号
送付先住所
担当者氏名
電話番号

① 申請日

▼申請書の提出日を記入してください。

② 法人情報

▼法人情報(本社)について、それぞれ記入してください。

▼押印は不要です。

③ 購入量(B)

【エクセルを使用した場合】

▼購入量(B)に支援対象期間における燃料の種類ごとの合計購入量を入力すると、自動で申請額を算出します。

【手計算をする場合】

▼購入量(B)に支援対象期間における燃料の種類ごとの合計購入量(小数点以下切捨て)を記入してください。

▼小計(C)に支援単価(A)×購入量(B)で算出した金額を記入してください。

▼合計(E)に小計(C)×補助率(D)で算出した金額を記入してください。

④ 申請額

▼申請書(F)に合計(E)を全て足した上で、1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入してください。

【例】

123,456円 → 123,000円

⑤ チェック項目

▼添付書類が揃っていることをご確認いただき口に✓を記入してください。

⑥ 書類送付先情報

▼書類送付先情報が、②と異なる場合に記入してください。

誓約兼同意書

横浜港港湾運送事業者支援金の交付申請にあたり、次の内容について誓約・同意します。

- ・本申請にあたり、横浜港港湾運送事業者支援金交付要綱を遵守します。また、審査にあたり必要な場合、関係機関に対し申請内容を照会することについて同意します。
- ・本申請において記載した購入量は、横浜港内での港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した軽油、ガソリン及び重油の購入量であることを誓約します。
- ・当社は、港湾運送事業等を営む上で、燃料価格高騰の影響を受け、かつ、支援対象経費を負担しています。
- ・本申請に係る軽油、ガソリン及び重油の購入代金については、他の公的助成において申請していないことを誓約します。
- ・当社は、資本の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の市内に事務所又は事業所を有する中小事業者です。
- ・事業を廃止し、又は休止しておらず、本市の支援金交付後も引き続き事業継続の意向を有します。
- ・暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、代表者又は役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。
- ・本申請内容に虚偽があった場合、支援金交付決定の取消し及び支援金の返還について異議を申し立てません。
- ・本要綱に定めのないものについては、法令、条例、補助金規則、その他市長が行った指示を遵守します。

① 令和 年 月 日

② 所在地
事業者名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

① 申請日

▼日付を記入してください。

② 法人情報

▼法人情報(本社)について、
それぞれ記入してください。

▼押印は不要です。

第4号様式(第8条)

(申請先)
横浜市長

① 令和 年 月 日

②

所在地
事業者名称
代表者職氏名
電話番号

横浜港港湾運送事業者支援金交付請求書

令和 年 月 日港湾政第 号で交付決定及び額の確定の通知を受けた横浜港港湾運送事業者支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 交付請求額 ③ 金 _____ 円

2 支援金の振込先口座

④

金融機関名	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード							
支店名	本店 支店	支店コード							
預金種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

※通帳の記載どおりにご記入ください。

※申請者の口座に限ります。

3 添付書類(以下の書類が揃っているか確認し、□にチェックを入れ提出してください。)

- ⑤
- 横浜港港湾運送事業者支援金交付決定及び額の確定通知書の写し
 - 支援金の振込先口座が分かる部分の通帳の写し

※書類の送付先が申請者の所在地と異なる場合には、次をご記載ください。

⑥

郵便番号
郵送先住所
担当者氏名
電話番号

① 請求日
▼請求日の提出日を記入してください。

② 法人情報
▼法人情報(本社)について、それぞれ記入してください。
▼押印は不要です。

③ 交付請求額
▼横浜港港湾運送事業者支援金交付決定及び額の確定通知書(第2号様式)に記載してある支援金の交付決定額及び確定額を記入してください。

④ 振込先口座情報
▼振込先口座情報を記入してください。
振込先口座情報は②に記入した法人名義の口座を指定してください。
▼口座番号は右詰めで記入をしてください。

⑤ チェック項目
▼添付書類が揃っていることをご確認いただき□に✓を記入してください。

⑥ 書類送付先情報
▼書類送付先情報が、②と異なる場合に記入してください。